

鮫川漁業協同組合内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、鮫川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第10号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第1項の承認を受けた者(以下「遊漁者」という。)は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納入しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣 ・ 手 釣	あゆ釣りの場合にあつては、竿数は1人1本とし、トブ釣の針は2本以内
投 網	網目は3センチメートル以上

2 前項の規定にかかわらず、あゆの流し釣漁法(がらがけ)及び餌を用いた漁法(オランダ仕掛け、撒餌釣及び餌釣)は禁止する。

3 第1項の規定にかかわらず、うぐいのオランダ仕掛けによる漁法は禁止する。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚 種	期 間
こい、ふな、うぐい、うなぎ	1月1日から12月31日まで
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間
やまめ・いわな	4月1日から9月30日まで

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に記載するものとする。

(1) 鮫川漁業協同組合事務所

(2) 鮫川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
いわき市地内高柴ダム下流端から福島県企業局 いわき事業所沼部ポンプ場取水堰上流端までの 区域	10月1日から11月30日まで ただし、投網については、1月1日から 12月31日まで
大風川遊歩道区域	1月1日から12月31日まで
鮫川本流における高柴ダム上流端から古殿町 仁田地区柿の沢発電所取水堰下流端までの 区域	投網についてのみ 11月1日から翌年8月31日まで
古殿町仁田地区本流柿の沢発電所取水堰上流 端から上流の区域	投網についてのみ 1月1日から12月31日まで
鮫川本流以外の区域(ただし、入遠野川の関屋 橋橋脚上流端から下流は除く)	投網についてのみ 1月1日から12月31日まで(ただし、入 遠野川関屋橋上流端から下流のみ11 月1日から翌年9月30日まで)

- 2 前項に定めるもののほか、組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該禁止期間中は遊漁をしてはならない。
- 3 前項の公示については、前条第2項の規定を準用する。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、やまめ及びいわな	15センチメートル
ふ な	3センチメートル
う ぐ い	7センチメートル
う な ぎ	21センチメートル

(遊漁料の額及び納入方法)

第7条 遊戯料の額は、次の表のとおりとし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とする。ただし、1日利用による遊漁で、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納入する場合には、中学生を除き、当該遊漁料の額に1,000円を加算した額を納付する。

魚種	漁具・漁法	遊漁者区分	遊漁料
全魚種	竿 釣	一 般	1日 2,000円 年券 8,000円(投網含む)
		一般(共通)	4月1日から12月31日まで 10,000円
		中学生	1日 500円 年券 2,000円
	投 網	一 般	1日 2,000円 年券 8,000円(竿釣を含む)

- 2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付しなければならない。ただし、オンラインシステムにおいて納付することができる遊漁料の種類は、組合が指定したものに限る。
- (1) 鮫川漁業協同組合事務所
- (2) 鮫川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)また、前条第1項の表の遊漁者区分が一般(共通)である場合には、共通遊漁承認証という。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考になるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証の交付は、他人に貸与してはならない。

(共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 久慈川第一漁業協同組合が発行する共通遊漁承認証の交付を受けた者は、第2条第1項の承認を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第2条第1項の承認を受けた者とみなされる者は、同条3項の規定の規定にかかわらず、第7条第1項の遊漁料の納付を要しない。

3 久慈川第一漁業協同組合が発行する共通遊漁承認証は、前条第1項の共通遊漁承認証とみなす。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求あったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名
- (5) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、以後その遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則 この遊漁規則は、令和8年4月1日より施行する。